

# 感染症の予防及び蔓延防止のための指針

令和6年3月作成

社会福祉法人 遊佐町社会福祉協議会

指定居宅介護支援事業所

指定居宅サービス事業所

指定障害福祉サービス事業所

## 感染症の予防及びまん延防止のための指針

### 1 基本方針

この指針は、社会福祉法人遊佐町社会福祉協議会（以下「法人」という）が実施する福祉サービス利用者の感染症の予防及びまん延防止を目的とし、利用者の居宅や事業所における感染症の予防及びまん延防止のための必要な措置を講ずる体制を整備し、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために必要な対策を実施できるよう定めるものである。

### 2 注意すべき主な感染症

法人が予め予防対策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり。

- (1) 利用者及び職員にも感染が起これり媒介者となりうる感染症  
集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等
- (2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症  
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等
- (3) 血液、体液を介して感染する感染症  
肝炎（B型肝炎、C型肝炎）等

### 3 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、法人は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 医療措置
- (4) 遊佐町への報告
- (5) 保健所及び医療機関との連携

### 4 感染症対策委員会の設置

法人内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- ① 委員会は、関係する職種や取り扱う内容が相互に関係する虐待防止委員会が兼ねることとし、加えて総務係長が委員として参加する。
- ② 委員会の運営責任者は事務局長とし、委員会には感染対策担当者（以下「担当者」という。）を1名設置し、担当者はサービス事業所の管理者とする。
- ③ 担当者は、感染の予防及びまん延防止のための具体策を作成し委員会に提案、記録する。
- ④ 委員会は概ね6ヶ月に1回以上定期的に開催するほか必要に応じて担当者が招集する。
- ⑤ 委員会の議題は担当者が定め、具体的には次に掲げる内容について協議するものとする。
  - ア 事業所内感染対策の立案
  - イ 指針・マニュアル等の整備・更新
  - ウ 利用者及び職員の健康状態の把握
  - エ 感染症発生時の措置（対応・報告）
  - オ 研修・教育計画の策定及び実施
  - カ 感染症対策実施状況の把握及び評価

## 5 職員等に対する研修の実施

法人は、勤務する職員等に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

### (1) 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

### (2) 定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年1回以上実施する。

### (3) 訓練（シミュレーション）

法人内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

## 6 指針の閲覧

「感染症の予防まん延の防止のための指針」は求めに応じていつでも法人内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

## 附 則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。